定額減税補足給付金を支給します（不足額給付）

問社会福祉係℡ 74-8103

令和６年に所得税および市・道民税の定額減税が実施され、減税可能額に達しないと想定される方に、差額相当額を補足給付金（当初給付）として支給を行いましたが、**当初給付の支給額に不足が生じる方に、追加で給付金を支給します（不足額給付）。**

※所得税と市・道民税を合わせてすでに４万円の定額減税がされた方、または合計所得金額1,805万円を超える方は、補足給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

市HP

不足額給付❶

【対象】

令和７年１月１日現在で砂川市の住民基本台帳に登録されており、令和６年の所得税および定額減税の実績額が確定したのちに当初給付に不足のある方

（支給対象となる可能性がある方の例）

・令和６年分所得税額の推計額（令和５年分所得税額）よりも実績額が少なくなった方
・令和６年中に結婚、子どもの出生などで扶養親族などが増加したことにより、当初補足給付時よりも定額減税可能額が多くなった方
・令和５年中には収入がなく、令和６年中に就職した方

【支給金額】

本来給付すべき額と当初給付額との間に生じた差額を１万円単位に切り上げて支給します。

【支給方法】

対象となる方に、振込口座などを確認するための「確認書」を順次郵送しますので、必要事項を記入のうえ返送してください。受理してからおおむね３週間後に振り込みます。

<イメージ>

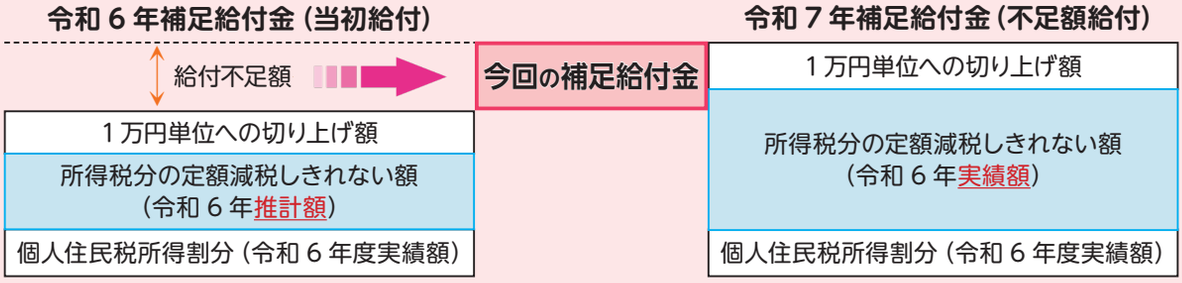

不足額給付❷

【対象】

令和７年１月１日現在で砂川市の住民基本台帳に登録されており、以下のすべての要件に該当する方

・令和６年分所得税および令和６年度分個人住民税所得割ともに定額減税前の税額が０円の方
・税制度上の扶養親族として定額減税の対象外（青色事業専従者、白色事業専従者、合計所得金額48万円を超える）の方
・令和５年度および令和６年度に実施した低所得世帯向け給付などの対象世帯ではない方

【支給金額】

４万円（状況により、支給額が１万円から３万円の間（１万円単位）で変動することがあります）

【支給方法】

対象となる方に、振込口座などを確認するための「確認書」を順次郵送しますので、必要事項を記入のうえ返送してください。受理してからおおむね３週間後に振り込みます。